

【令和6年度からの変更点について】

近年の光熱水費の高騰や在宅で生活している方との負担の均衡を図るなどの目的から、介護保険施設の居住費の基準費用額が1日あたり60円引き上げられます。

これまでの居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

負担段階	所得要件	預貯金等の資産の状況 ※2	居住費				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	※1 老齢福祉年金受給者の方						
第2段階	世帯全員が市市民税非課税 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
第3段階②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】



令和6年8月1日からの居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

負担段階	所得要件	預貯金等の資産の状況 ※2	居住費				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
	※1 老齢福祉年金受給者の方						
第2段階	世帯全員が市市民税非課税 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
第3段階②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

()内の金額は、介護老人保健施設に入所した場合または、短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合の金額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護(ショートステイ)または、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)を利用した場合の金額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離をしている)配偶者(事実婚を含む)も市市民税非課税である必要があります。

※2 非課税年金(遺族年金・障害年金)も含みます。

また、「預貯金に含まれるもの」とは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの(金・銀など)を指します。

*第2号被保険者は、利用者段階に関わらず、預貯金の資産が、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

*不正があった場合、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。